

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できるかた		精神、知的または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育しているかた	
対象児童	1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級程度に該当する児童</li> <li>療育手帳の判定が㊤・A程度の知的障害または同程度の精神障害がある児童</li> </ul>	特別児童扶養手当の受給対象となる児童（障害児福祉手当を支給されている児童を除く）
	2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度に該当する児童</li> <li>療育手帳の判定がB程度の知的障害または同程度の精神障害がある児童</li> </ul>	
手当の額		1級 月額 50,400円  2級 月額 33,570円	特別児童扶養手当1級に該当する程度のかた 月額 4,000円  特別児童扶養手当2級に該当する程度のかた 月額 2,500円
手当の支払日（口座振込）		4月、8月、11月（各月11日）	9月、3月（各月25日）
所得状況届		毎年8月11日～9月10日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要なかたには、所得状況届の詳細について通知を送付しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしないと、受給資格がなくなることがあります。	/

■お問合せ 子育て支援課（猿島庁舎／内線 2217）



		特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できるかた		在宅されているかたで、身体または精神の障害が最重度であり、障害が重複しているなどのため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上のかた	在宅されているかたで、身体または精神の障害が重度であるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満のかた
手当の額		月額 26,260円	月額 14,280円
手当の支払日（口座振込）		5月、8月、11月、2月（各月10日）	
所得状況届		毎年8月11日～9月10日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 社会福祉課（猿島庁舎／内線 2218）